とちぎの保安林のあらまし

森林には、水源のかん養や災害の防止など様々な働きがあります。

こうした森林の中で、私たちの暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている 森林を保安林に指定し、特別に管理しています。

保安林の種類

- ①水源かん養保安林
- ②土砂流出防備保安林
- ③土砂崩壊防備保安林

- 4)防風保安林
- ⑤水害防備保安林
- ⑥干害防備保安林

- ⑦落石防止保安林
- 8保健保安林
- 9風致保安林

保安林の面積

区分	森林面積	保安林面積	保安林率
国有林	127, 829ha	114,874ha	89%
民有林	221, 358ha	71,381ha	3 2 %
合 計	349, 187ha	186,255ha	53%





保安林制度のしくみ

指 定

公益的機能の発揮が特に必要な森林 について、農林水産大臣または知事が指 定します。

助成措置

①税制上の優遇

固定資産税、不動産取得税、特別土地保 有税は課税されません。

また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3~8割が控除されます。

②(株)日本政策金融公庫の融資の特例

一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金を(株)日本政策金融公庫 から借りることができます。

③禁伐または択伐の伐採制限が課せられている保安林については、伐採の制限に伴う損失についての補償が受けられる制度があります。

(※) 指定施業要件については、 裏面をご覧ください。

解 除

- ①保安林の指定の理由が消滅したとき、
- ②保安林の指定目的に優先する公益上の 理由により必要が生じたときに、保安林 の指定を解除します。

行為制限

①立木の伐採

保安林で立木を伐採しようとする場合には、あらかじめ市町長の許可を受けなければなりません(間伐および人工林の択伐については届出書の提出が必要です)。

この場合、<u>指定施業要件(※)</u>として定められている制限の範囲内であれば許可されることになっています

②土地の形質変更など

保安林内で、家畜の放牧や土石・樹根の 採掘、開墾その他の土地の形質を変更する 行為などを行おうとする場合には、あらか じめ市町長の許可を受けなければなりませ ん。これらの行為についても、保安林の働 きが損なわれない場合は許可されることに なっています。

③植栽の義務

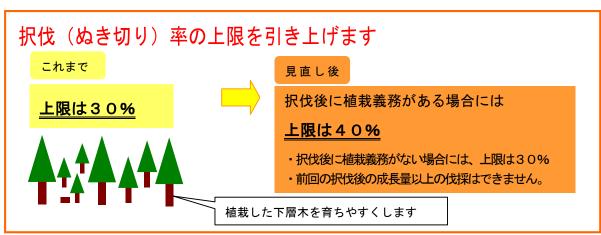
立木を伐採したあと、木を植えなければ もとの森林状態に回復しない場合には、伐 採した跡地への植栽が義務づけられます。

指定施業要件の見直し

保安林に指定されると、その森林が保安林としての働きを果たすために必要最低限 守らなければならない森林の取扱い方法が定められます。これを指定施業要件といい ます。指定施業要件を見直すことにより、**規制が緩和されます。**







指定施業要件を見直すためには、変更の手続きが必要です。変更手続きは、栃木県が行いますので、保安林所有者等の皆様が手続きすることは一切ありません。変更の内容は、今後、決定の告示が行われてから有効となります。 知らせします。ご不明の点については、次の事務所等の保安林担当にお問い合わせください。

問い合わせ先

県 西 環 境 森 林 事 務 所 0 2 8 8 - 2 1 - 1 1 7 8 県 東 環 境 森 林 事 務 所 0 2 8 5 - 8 1 - 9 0 0 5 県 北 環 境 森 林 事 務 所 0 2 8 7 - 2 3 - 6 3 6 3 県 南 環 境 森 林 事 務 所 0 2 8 3 - 2 3 - 1 4 4 1 矢 板 森 林 管 理 事 務 所 0 2 8 7 - 4 3 - 0 4 2 7 森林整備課森林保全担当 0 2 8 - 6 2 3 - 3 2 8 8